

第200回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和5年6月28日(水)
午前10時00分～10時56分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第200回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和5年6月28日(水) 午前10時00分～10時56分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、齋藤 利志子、内田 満夫、
廣瀬 昌由(代理 宮崎 和義)、信夫 隆生(代理 野田 和史)、
本郷高明、大林 裕子、須永 聡、青木 貴俊
- 4 欠席委員 萩原 清己、茂原 莊一、亀山 貴史
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 剣持課長、長岡次長、丸山次長
- 6 議案

第1号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更(国領町産業団地地区の決定)について

第2号議案 渋川都市計画道路の変更(3・5・10号八幡前坂下線ほか2路線の変更)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第200回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝剣持課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第200回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の剣持でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で11名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思っております。

続きまして、委員の異動報告を行います。

(長岡次長)

私は群馬県都市計画課次長の長岡でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の群審報第123号をご覧ください。

群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に定める学識経験のある委員の異動報告をさせていただきます。

交通分野の群馬工業高等専門学校環境都市工学科准教授の鈴木一史様が退任され、新たに群馬工業高等専門学校一般教科人文科学講師の石関正典様が就任されました。

次に、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に定める関係行政機関の職員として、関東農政局長の大角享様が退任され、信夫隆生様が就任されました。

次に、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第4号に定める群馬県議会議員として、加賀谷富士子様、今泉健司様、斎藤優様及び牛木義様が退任され、本郷高明様、大林裕子様、亀山貴史様及び須永聡様が就任されました。

最後に、群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第5号に定める市町村の議会を代表する者として、渋川市議会議員長の望月昭治様が退任され、渋川市議会議員長の改選により、安ヶ川信之様が就任されました。その後、群馬県市議会議員会長役員の改選により、藤岡市議会議員長の青木貴俊様が就任されました。以上でございます。

(剣持課長)

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

皆様おはようございます。お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。また、新しく委員になられた皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に従って進めて参りたいと思っております。

議案の説明の方は事務局から説明させていただきますのでご了承ください。
今回議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。
今回は津久井委員と内田委員にお願いします。よろしくお願ひいたします。
続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。
これについて事務局から説明をお願いします。

(長岡次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今の御説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者2名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(長岡次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が2名でございます。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただくことがございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案「伊勢崎都市計画区域区分の変更（国領町産業団地地区の決定）について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(都市計画課・丸山次長)

第1号議案「伊勢崎都市計画区域区分の変更(国領町産業団地地区)の決定について」ご説明させていただきます。

お手元の議案書1ページ及び添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。

第1号議案は、市街化区域及び市街化調整区域の区分について、見直しを行うものです。

市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街化を形成している区域で市街化区域に編入することで、引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることができる区域」と「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類があります。

本議案は、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、公的機関による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

それでは位置関係をご説明いたします。

スクリーンは、伊勢崎都市計画区域の南部を総括図としてお示ししています。

紫色の線は国道、青色の線が主要地方道、茶色の線が一般県道を示しています。

また図面の中央左には伊勢崎市役所を赤い丸印で示しています。

今回区域区分を変更する箇所は、変更区域と旗揚げして示しております、図面中央下の赤枠で囲まれた部分となります。

一般県道境島村今泉線の沿道に位置しまして、近接する市道106号及び国道462号を經由し、東毛広域幹線道路や関越自動車道本庄児玉インターチェンジへの交通アクセス性に優れた区域となっています。

お手元の議案書2ページをご覧ください。

「1.市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示の通り」とありますが、こちらについては後ほどご説明いたします。

「2.人口フレーム」ですが、本地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、産業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はございません。

お手元の議案書3ページをご覧ください。

変更理由につきましては、公的機関による新たな産業団地造成の実施が確実にあったことから、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域に編入するものです。

なお、伊勢崎都市計画区域が含まれます、「県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン」におきまして、本地区は産業拠点として位置付けられています。

添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回市街化区域に編入する約19.4ヘクタールの区域です。

伊勢崎南部第三工業団地が西側にございます。

そこに隣接しておりまして、南側には、一般県道境島村今泉線が通っています。

そして区域の北側には、一級河川葦川が流れています。

添付図面の図-3又はスクリーンをご覧ください。

赤線で囲まれた区域を今回市街化区域に編入する区域、青い破線で囲まれた区域を開発区域として示しています。北側と南東にある区域については、すでに工業系の土地利用が

されているため、開発区域から外しています。薄い黄色で示した範囲を産業の業務用地、灰色で道路、緑色で緑地、青色で調整地を示しています。

道路につきましては、西側に隣接する南部第三工業団地から本産業団地を經由しまして、一般県道境島村今泉線に繋がる幅員 16 メートルの道路を配置することとしています。

また、産業団地の外周に道路を配置することとしています。

調整地につきましては、開発行為に伴います雨水の流出増に対応するものとして、北東側に設置しまして、調整地で調整した後はその北側、葦川に放流をいたします。

スクリーンをご覧ください。

こちらの図は、伊勢崎市が指定を進めます想定用途地域図になります。

本地区は地区内の企業の製品を販売する店舗等の建築可能な、工業地域とする予定です。容積率は 200%、建ぺい率は 60%に指定される予定となっています。

添付図面の図-4 又はスクリーンの方をご覧ください。

都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供しまして、公述人の公募を行いましたところ、公述の申し出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案につきまして、令和 5 年 5 月 9 日から 23 日までの間、都市計画法第 17 条第 1 項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づく関係市町村の意見聴取につきまして、伊勢崎市からは、すでに今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第 1 号議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第 1 号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

ご質問よろしいでしょうか。

この地域のハザードマップとの関係で、この国領町産業団地地区のハザードマップ上の位置付けがまず一点。関連して、団地内の排水計画をどういうふうに行っているのか、その点を確認したいと思います。

(小磯会長)

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

(丸山次長)

ご質問の一つ目、地域のハザードマップの位置付けということで図面、スクリーンの方に映らせていただいています。

現在、浸水想定区域というものが公表されており、編入地区についてはすべて浸水想定区域に含まれています。

想定しうる最大 1000 年に 1 度程度の降雨に対しての浸水想定深さは、約 6 メートル程度です。100 年に 1 度程度の降雨では浸水想定深は、約 50 センチから 3 メートル程度です。

二つ目の団地地区の排水計画ですが、図面の右上、こちら調整池を整備いたしまして、区域内から流れます排水についてはすべてこちらの方に、一時的に溜めて、それを菫川の方に排水するというような計画になっています。

(小林委員)

関連ですけれども、造成する地盤はどういう計画でしょうか。

(事務局)

これから利用者側が詳細設計をしていく予定ですので、まだはっきりとどこの地盤までというのは決まっていない状況です。ただ、こういう地形状況ですので、できる限り盛土して造成したいという意向は市の方からは聞いているところです。

(小林委員)

この図面でこの地域のそれぞれの用地の面積が出ていますが、グレーのところは道路用地として 1.6 ヘクタール、8.70%ですけれども、例えばそれ以外の道路用地がない。

例えば、ここを造成したときに区画道路はどうなっているのか、そういう面が見えていない。

(事務局)

今時点ですと 1 社への分譲を想定していて、西側の市道から繋がる道路の計画をしています。今後、実際に分譲するときに、分譲先や規模によっては道路が多少変わることもありますが、現状ではこのように想定をしています。

(小林委員)

そうだとするとこの道路用地は変わるということですか。

(事務局)

土地利用計画ですので、多少変わる可能性はあります。

ただ、調整池については、このまま容量も変わらない予定です。

(小林委員)

わかりました。ありがとうございました。

(小磯会長)

はい、内田委員。

(内田委員)

情報があれば教えていただきたい。例えば周辺の学校とかの状況はどうか。

(事務局)

例えば通学路が工業団地に変わることにについて、状況が周辺に説明されているかというご質問でよろしかったでしょうか。

(内田委員)

今までに使っていた用地が使えなくなるということについて、情報をどういうふう処理しているのか。

(事務局)

学校について即答ができないのですが、当然計画する時に区域内の地権者の方、耕作者の方も含めて、先に説明をして、その後編入するということについて、関係者には伊勢崎市を通じて説明会も開催しており、広報でも周知をしています。

(内田委員)

地図で教えてほしい。

(丸山次長)

今、スクリーンにグーグルマップを示している。今、レーザーポインタでくるくると回っていると今回の予定地です。

北側に菰川、南側に利根川が流れておりまして、西側のこの間の部分に工業団地があり、国道 462 号までの間は主に住宅もあるが、特に学校等はありません。

今回の予定地の東側についても住宅地は若干ありますが、広瀬川と合流している部分までの間、特に学校等についてはありません。

(内田委員)

ありがとうございました。

(小磯会長)

他はいかかでしょうか。はい。須永委員。

(須永委員)

南側に集落、住宅地があるが、オレンジ色で隣接する部分に緩衝帯って書いてある。内容をお聞かせいただければと思います。

(丸山次長)

スクリーンに表示している、又はお手元の図-3 をご覧ください。

図面の下、西側と中央のやや右側です。既存の住宅地等があって、その北側に緩衝帯というものを設ける予定となっています。

これについては都市計画法の開発許可制度に基づいて設置されます。

騒音とか振動等により住環境の悪化の防止上必要な緑地帯ということで計画しており、

開発許可制度の手引きというものがあります。それによりますと、開発面積によりそれぞれその緩衝帯の幅というものが規定されています。

今回の場合は約 19 ヘクタールですので、15 から 25 ヘクタールの間ですと幅 15 メートルを標準としております。これに倣って既存の住宅等々に配慮して、この道路とあわせて緩衝帯を設けるといような計画となっています。以上です。

(須永委員)

了解しました。

(小林委員)

この図面でよろしいのですが、今回の産業団地地区の決定で示されている市の都市計画道路ですけれども、これは現在まだ整備はされていない。

そうすると、市道の 9-530 号が繋がった部分というのは、どういう形で進めているのか、供用をされるのかという確認しているのか。整備時期はどうか。

(丸山次長)

こちらの道路につきましては、もう既にできております伊勢崎南部第三工業団地のところまでは供用済みとなっています。

そこから先、今回の区域を含めまして、東側の県道にタッチする部分、これにつきましては今年度から事業に着手すると聞いています。予定ですと、3 年程度で道路の築造を進めると聞いています。

(小林委員)

ありがとうございました。

(小磯会長)

他はいかがでしょう。はい。本郷委員。

(本郷委員)

先ほどの事務局の説明で、図-4 の公聴会で公述申出なしと、あとは意見書なしということで、市からの地権者の方の説明会もあったということですが、地権者から反対の意見はなかったのかどうか。

前例として、決定されてから大分反対運動が起きているような状況もあり、そこら辺を心配している。

(丸山次長)

地元説明会につきましては、具体的に申しますと、令和 5 年の 1 月に 2 回、それから 5 月に合計 3 回説明会を開催しております、延べ 81 名の方に参加していただいております。

その場では、反対意見は出なかったと聞いています。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本事案につきましては原案の通り、決定するという事で特にご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議なしで認めまして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

続きまして、第2号議案「渋川都市計画道路の変更(3・5・10号八幡前坂下線ほか2路線の変更)」について上程させていただきます。

これについても事務局の方から説明お願いいたします。

(丸山次長)

第2号議案「渋川都市計画道路(3・5・10号八幡前坂下線ほか2路線の変更)」についてご説明させていただきます。

お手元の議案書4ページ及び添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。

本議案は、令和2年12月に定めました、渋川都市計画道路の見直し方針に基づきまして、3・5・10号八幡前坂下線ほか2路線について、都市計画変更または廃止するための変更を行おうとするものです。

図-5の総括図は、今回の変更路線を含む、渋川都市計画区域の渋川駅周辺を中心に示しております。左側を北向きにしており、黒の破線、南北、これがJRの上越線及び吾妻線。緑色の線、図面右上にありますのが関越自動車。紫色の線、これが国道17号及び国道291号。その他茶色の線が県管理の主要地方道を示しています。図の赤枠囲みと図面中央左側の縦線の青色、山吹色、赤線で示しているのが、今回ご審議いただく八幡前坂下線です。なお、道路の整備につきましては、色は変更区間を赤色、変更しない区間を青色、廃止する区間を山吹色で示しています。

本路線につきましては渋川市を東西に横断しており、図面の下、都市計画道路渋川駅前通り線との交点から図面上、国道291号を結ぶ延長約1860メートル、基本幅員12メートルの都市計画道路です。今回変更する区間は、主要地方道渋川東吾妻線と国道291号の間の山吹色の部分、あとは少し赤色と重なっている区間です。

なお、県決定案件に合わせまして、市決定案件の都市計画道路の見直しとしては、これ以外に黒枠囲みで旗揚げしております4路線が廃止もしくはその一部につきまして廃止、または県決定の廃止に伴う追加というものがあります。

八幡前坂下線の変更内容が複雑ですので、改めてご説明させていただきます。

県決定の廃止区間は、この旗揚げにあります山吹色の区間になります。また、県道として供用済みの青色の変更しない区間、この区間の路線名称を八幡前線に変更いたします。

次に、県決定の廃止に合わせて、市道として供用済みの赤色の区間、一番東側の区間を

市の決定で追加します。この結果、路線全体とすると、残る真ん中の山吹色の区間のみが都市計画道路として廃止ということになります。

添付図面の図-6 又はスクリーンをご覧ください。

こちらは伊香保温泉を中心に図面を示しております。北が上になっており、茶色線が主要地方道、黒線で一般県道あるいは市道を示しております。この図面で図の赤枠囲みで旗揚げしました2路線が今回ご審議いただく路線となります。あと図面中央の東西の横線、山吹色と青色で示しております、3・6・19号関谷橋線ですが、渋川市伊香保町を東西に横断しまして、図面の右、都市計画道路伊香保渋川線との交点から、図面の左、市道西沢香湯線との交点を結ぶ延長約690メートル、基本幅員8メートルの都市計画道路です。

今回変更する区間は、起点の都市計画道路伊香保渋川線と都市計画道路伊香保中之条線との交点までの山吹色の部分を東側の赤色の位置に変更するものです。

図面中央の縦線の山吹色の線で示していますが、3・6・20号伊香保中之条線です。こちらは南北に縦断して、都市計画道路関谷橋線との交点から、図面の右、市道炭附街道線との交点を結ぶ約845メートル、基本幅員8メートルの都市計画道路で、今回全線を廃止するものです。

添付図面の図-7 又はスクリーンをご覧ください。

こちら計画図①、八幡前坂下線です。先ほどと違いまして、北が上になっています。主要地方道渋川東吾妻線から国道291号の間、延長約1160メートルを廃止するとともに、青色部分の路線名を八幡前線という名前に変更して、あわせて車線数を2車線に定めます。

当該区間の廃止理由ですが、現行の都市計画マスタープランにおける補助幹線道路としての位置付けがなくなり、市街地形成に係る機能について必要性が低下し、また、廃止しても道路ネットワーク上支障がないことから、当該区間を廃止するものです。

図面の図-8、計画図②になりますが、関谷橋線における今回の変更につきましては、この山吹色になっている部分、起点の部分を廃止しまして、赤色の主要地方道渋川松井田線に変更するとともに、車線数を2車線と定めます。終点の位置が変更になり、延長が延びます。当該区間の変更理由ですが、実現性の検証において、急勾配な地形の制約等により、縦断線形で不整合があるため、その不整合な区間を主要地方道渋川松井田線の位置に変更することとしています。また、この部分を廃止しても道路ネットワーク上支障がないということから、当該区間を変更するものです。

伊香保中之条線における今回の変更につきましては、全線を廃止するものです。当該区間の変更理由ですが、昭和33年の当初決定後に、一般県道伊香保村上線が整備されたことにより、その機能を代替でき、また、廃止しても道路ネットワーク上支障がないということから、当該区間を廃止するというものです。

添付図面の図-9 をご覧ください。

今回変更する3路線の標準断面図を示しています。上の図が八幡前坂下線の12メートル。下の図が関谷橋線と伊香保中之条線の8メートルです。

添付図面の図-10 をご覧ください。

都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴いまして、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はございませんでした。

その後、閲覧を経まして決定した都市計画案について、令和4年12月13日から12月

27日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧を行いましたところ、意見書の提出は1件1名からございました。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取につきましては、渋川市からすでに今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいています。

お手元の議案書8ページ又はスクリーンをご覧ください。

意見書についてご説明いたします。表の左の欄、意見の要旨ですが、渋川都市計画道路3・5・10号八幡前坂下線の廃止区間の再検討を希望するというものです。

理由は次の4点です。

- ①渋川西バイパスに加えて渋川都市計画道路3・5・10号八幡前坂下線を整備することにより、渋川伊香保インターチェンジから伊香保への移動がスムーズになる。
- ②草津に繋がるバイパスへの誘導も倍増する。
- ③渋川都市計画道路3・5・10号八幡前坂下線を整備することにより、観光客を四ツ角商店街に呼び込むことも可能になる。
- ④渋川北小学校、渋川高校の通学路を整備することは、子供たちの安全面から見ても有意義である。

以上4点が挙げられています。

次に都市計画決定権者の見解について説明いたします。渋川市では、人口減少及び少子高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、未整備区間を対象に都市計画道路の必要性の再確認を行っております。その結果、昭和31年3月26日に都市計画決定され、いまだ未整備の渋川都市計画道路3・5・10号八幡前坂下線についても、必要性を再検証しましたが、当初決定時の道路ネットワークの一部を担う必要性が低下したため、当該路線の一部を廃止しても、道路ネットワーク及び交通解析上支障がないということを確認しております。

意見の4点に対する見解ですが、議案書8ページ又はスクリーンをご覧ください。

見解①です。図の緑線のとおり伊香保インターチェンジから伊香保へのスムーズな移動ということですが、図面緑色で示した通り、渋川伊香保インターチェンジが右下にあります。ここから渋川西バイパス及び主要地方道渋川松井田線を整備することで、その機能を担えると考えています。図面の緑色の先、左側が伊香保へ上がっていく道路になります。

見解②です。草津に繋がるバイパスへの誘導ですが、これも同じように渋川西バイパス及び主要地方道渋川東吾妻線を整備することによりまして、その機能を担えると考えています。

見解③です。観光客を四ツ角商店街に呼び込むことにつきまして、図面上赤で十字の道路があります。ちょうど交差するところが四つ角周辺になります。これにつきまして、この南北に走っている道路が主要地方道高崎渋川線、東西が主要地方道渋川松井田線、こちらの方を整備するというので、機能を担えると考えています。

見解④です。渋川北小学校、また渋川高校の通学路の部分です。

都市計画道路と並行して現道があります。幅員は狭いですが、グリーンベルト等、それからゾーン30という規制も設けられており、道路管理者である渋川市からは引き続き適切かつ安全な維持管理を行いまして、歩行者等に配慮して安全の確保に努めるということを確認してございます。

以上により、都市計画手続きについては、原案のまま進めることとしております。
以上で第2号議案の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それではただいまの第2号議案の説明につきまして、委員の皆様からご質問或いはご意見があったらお願いします。小林委員。

(小林委員)

何点か確認をしたい。まず需要予測を立てるときに調査をされていてエビデンスは示せるのか。回答書に関して、データをちゃんと開示できるのか。意見書を見ると、意見を出した人は渋川市のマスタープランに対しての意見を出していないかという気がします。

また、例えば4番だと県の回答書は渋川市と調整をとって回答書を作成しているのかということをも確認したい。あと道路断面を見ると、2車線で路肩が1.5メートルになっているが歩道がついていないのか、この点についてお答えいただきたい。

(事務局)

一つ目のご質問は、今回の意見書に対する回答としてでよろしかったでしょうか。

(小林委員)

一般的に道路を廃止するときにちゃんと証拠を見せてもらいたい。

決定することに対して、証拠というエビデンスはちゃんと取り、交通量調査をしている。

これは廃止しても、例えばこちらの道路を迂回することによって、観光客だとか、サービスを受けたい人たちの交通をちゃんと捌けるということの証拠を出してようやく道路の付け替えだとか廃止であるかというのが説得力があるわけです。

その交通量調査をされていて、そういう情報出せるのかどうかという質問。

(事務局)

将来的な交通量を推計したものの現状と廃止した場合で、交通量が捌けるのかという検証はしており、それで問題ないということを確認しています。今お示しできないのですが、検証はちゃんとしています。

2点目、回答にあたって市と調整しているかということをございます。これは市にも確認しまして、調整をした上で作成をしています。

(小林委員)

開示請求をされると開示しなきゃいけない。

(事務局)

そういう準備はしています。

(小林委員)

交通量調査は県でやっているのか。

(事務局)

交通量調査については県の方で実施しています。

断面図について、当初計画の参考図として整備されていたものを、そのままお示ししています。ご指摘の通り、歩道がないのですが、当時の幅員 12 メートルの根拠として設定されたものです。現況としますと、道路整備されたところは両側歩道で整備がされています。

(小林委員)

例えば、提示する図面としてこちらを示されて、どういう構成になっているか、これだと判断できないですね。例えば、県の幹線道路とどういう関係になっていて、それに合わせて道路の断面構成を考える。いきなり図-9 を見せられるとどうなのか。今後の資料は考えて気をつけていただきたい。

(小磯委員)

他、いかがでしょうか。本郷委員。

(本郷委員)

関谷橋線は道路区間が延びているが、市の方で都市計画道路の見直しをしていて、当然コストありきではなくて、必要か代替性があるかどうかで見直しをしているのか。

(事務局)

そういう前提で見直しています。ただコスト的に細かく検討しているかどうかまで確認をしていないため、今データを持ち合わせておりません。

(本郷委員)

ありがとうございます。

(小磯委員)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、この第2号議案につきましても原案の通り決定するということでご異議ないものとして決定したいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

はい。では本日の議事は終了いたしました。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第のその他ということになりますけども事務局から何かございますか。

(剣持課長)

事務局から報告いたします。

次回、第201回の審議会の開催についてですが、通例通り、第3回前期定例県議会後、10月頃の開催を予定しております。具体的には、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の審議会で200回目の開催となったことから、群馬県都市計画審議会の記録としまして152回から200回までを、年度内に取りまとめる予定でございます。

冊子としてまとめましたら、委員の皆様へ配布する予定ですので、ご承知おきいただければと思います。以上でございます。

(小磯会長)

はいありがとうございます。

ただいまの次回の審議会の予定、あるいは冊子の配布ということにつきまして、ご意見ございませんか。その他、これ以外に何か皆様からお話等がございますでしょうか。

(特になし)

(小磯会長)

それでは特になさいますので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心なご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 10:59)